

現在行われている主な第三者評価事業等の評価機関要件・評価調査者要件・評価調査者養成カリキュラム

区分	評価機関要件	評価調査者の要件	評価調査者養成カリキュラム
痴呆性高齢者グループホーム	<p>1 評価組織体制の概要 ・認定された複数の機関が評価実施</p> <p>2 評価機関認証の有効期間 —</p> <p>3 設置要綱（評価機関の要件等） 「指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）が提供するサービスの外部評価の実施について」（H14.7.26 老計発第0726002） （外部評価の評価機関の要件及び選定手続き等について） ～（中略）～</p> <p>1 評価機関の要件 （1）法人であること。 （2）評価を適切に行う能力を有する評価調査員を必要数確保していること。</p> <p>①評価調査員は、【※】の標準的なカリキュラムに基づき、評価機関が自ら又は適当と認めた法人に委託して実施する研修を受講しているものであること。 ただし、関連の研修（痴呆介護実務者研修、介護相談員養成研修等）を既に修了した者については、カリキュラムの一部が重複している場合には、選定を行う都道府県の判断により、当該部分を受講していなくてもこの条件を満たしたものと取り扱って差し支えないこと。</p> <p>②評価調査員は、第三者としての客観的な観点から評価の実務を行うことができると認められる者でなければならないこと。特に、現にグループホームを運営し、若しくはグループホームに勤務し、又はグループホーム事業者により組織される団体の役員である者は適当でないこと。</p> <p>③一つのグループホームに対し複数の評価調査員が共同で評価を実施することに留意した上で、管内のグループホーム設置数及び介護保険事業支援計画等を踏まえた設置見込み数を勘案し、管内のすべてのグループホームについて少なくとも一年に一回の外部評価を実施することが可能なだけの評価調査員の数が確保されていること。 ただし、管内において既に外部評価を実施する評価機関が選定されている場合、または複数の評価機関が評価業務を行うことを申し出ている場合には、各評価機関の規模等を勘案した上で、それぞれ適切と認められる数の評価調査員を確保し、全体として管内のすべてのグループホームに対する外部評価が円滑に行われるようにすることで足りること。 また、平成16年度までの特例として評価の実施頻度を緩和する場合にあつては、その間に限り、当該緩和した内容に応じた評価調査員数が確保されていれば足りること。</p>	<p>1 評価者の要件 （高齢者痴呆介護研究・研修東京センターの例） ・研修受講要件＋研修</p> <p>2 研修の受講要件 （高齢者痴呆介護研究・研修東京センターの例） ・各都道府県担当課より推薦のあった者（ただし、グループホームに勤務する者は不可）</p>	<p>1 研修の受講要件【※】 （高齢者痴呆介護研究・研修東京センターにおける評価調査員が履修すべき標準的なカリキュラム）【※】 （高齢者痴呆介護研修・研究東京センターが評価機関としての業務を行う際の具体的な手続き等について） （1）痴呆性高齢者及び痴呆介護に係る理解 ①痴呆の人に現れる症状、傷害等 ②痴呆の一次要因と増悪要因 ③痴呆の人に関する理解 ④痴呆介護の役割</p> <p>（2）グループホームに係る理解 ①グループホームの歴史及び現状 ②グループホームの理念、期待される役割等 ③グループホームに係る制度（介護保険制度、グループホームに係る運営基準、介護報酬制度の内容等） ④グループホームに係るケアの基本的視点、グループホームの直面している課題等</p> <p>（3）グループホームの自己評価及び外部評価について ①目的及び必要性 ②評価項目それぞれの内容、背景等 ③評価調査員の役割及び義務 ④外部評価手続</p> <p>（4）外部評価の実習 ※痴呆介護実務研修又は介護相談員養成研修を修了している者については、前記のうち（1）に係る研修を修了しているものとして取り扱うことができる。 ※その他介護に係る研修を修了している者については、当該研修カリキュラム等を確認した上での都道府県の判断により、前記（1）～（3）のうち一部の研修を修了しているものとして取り扱うことができる。</p> <p>2 高齢者痴呆介護研究・研修東京センターにおける研修プログラム （1）評価者研修 1日目 午前の部 痴呆性高齢者および痴呆介護に係る理解 午後の部 グループホームの基本的理解／グループホームの現状／グループホームが直面している課題 2日目 午前の部 サービス評価の必要性と目的／グループホームのサービスの質ってなに？ 午後の部 外部評価の流れと手引き／評価項目の内容とそのガイド／グループホームの書類の見方、考え方／調査のためのシート類の記入方法と作業手順 3日目 評価調査実習 4日目 午前の部 実習チェックシートの記入1 午後の部 実習チェックシートの記入2／レポート作成 （2）研修受講料 ・テキスト代3,000円のみ（交通費・宿泊費は参加者負担） （3）修了認定の有無 ・評価・研修修了後、審査を経て、修了証・調査員証を発行</p>

区分	評価機関要件	評価調査者の要件	評価調査者養成カリキュラム
痴呆性高齢者グループホーム	<p>(3) 痴呆介護に関する学識経験者、グループホーム事業者、痴呆性高齢者の家族の代表等からなる評価審査委員会を設置していること。 評価審査委員会は、【グループホームの外部評価実施要領（ひな形）】の6の(3)のただし書きによる場合のほか、一年に一回を目途として定期的に開催され、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るものであること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【グループホームの外部評価実施要領（ひな形）の6の(3)のただし書き】 いずれの場合にあっても、(1)の報告書又は評価を受けたグループホームからの(2)の意見と準証資料について専門的な観点から審査を行う必要があると判断したときは、評価審査委員会（委員名簿：別添4）を開催するものとし、その審査結果を踏まえた上で、当機関としての評価結果を決定する。</p> </div> <p>(4) 評価結果について、社会福祉・医療事業団が運営する（「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」）に掲載して公表することとしていること。また、当該手続きを行う担当者が配置されていること。</p> <p>(5) 次に掲げる規定を定め、それらに基づいて適切に業務が行われる体制となっていること。 ①【※】のカリキュラムを盛り込んだ評価調査員養成研修実施要領 ②評価依頼の受付、評価手続、評価審査委員会の手続、WAMNETによる情報公開等を盛り込んだ外部評価実施要領【別紙】 ③外部評価の実施に関し、評価を受けようとするグループホーム事業者との間で締結する契約書のひな型 ④その他都道府県において定める書類</p> <p>(6) 次の例のように公正中立な立場で外部評価を実施することが困難な状況があるなど、都道府県として当該法人に外部評価を行わせることが不適当と認める事由がないこと。 ①当該法人が自らグループホームを設置・運営しているとき。 ②当該法人の理事会等の構成員の多数が、グループホームの事業者、従業員によって占められているとき。 ③外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営の可能性に疑義があるとき。</p>		<p>(4) 評価者資格の有効期間 平成17年3月31日まで有効</p>

区分	評価機関要件	評価調査者の要件	評価調査者養成カリキュラム
福祉サービス (社会福祉法人全国社会福祉協議会)	<ol style="list-style-type: none"> 1 評価組織体制の概要 ・全国社会福祉協議会が認定する評価機関が評価実施 2 評価機関認証の有効期間 — 3 設置要綱(評価機関の要件等) 現在検討中 <p>【評価機関の要件】 「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」 (H13.3.23福祉サービスの質に関する調査研究委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 代表者を置くこと 2 評価決定委員会(※)を置くこと。 3 評価調査者を置くこと。 4 事務局を置くこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として法人格を有すること ・事業内容等に関する透明性の確保や、守秘義務規定の整備が行われていること。 ・国のガイドラインを満たす評価基準を有していること。 ・評価手順が明確に定められていること。 ・評価事業を適切に行う数の評価調査者を有していること。 ・独自の評価調査者養成研修及び継続研修に関するプログラムが定められていること。 ・評価に関する異議申し立てや苦情への対応方法が確立されていること。 ・評価結果等について、国のガイドラインを満たす情報提供を行うこと。 ・適切な料金が定められていること。 ・5年毎に認定機関の認定の更新を受けること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(※) 評価決定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の数は10人程度とし、「社会福祉事業経営者、従事者」、「福祉、医療、法律、経営等の学識経験者」、「福祉サービスの利用者、一般市民」の3分野から概ね3分の1ずつ選任すること。ただし、委員長及び副委員長は学識経験者とする。 ・氏名、所属、役職、有する資格等を公表すること。 ・第三者評価事業について知識と理解を有し、かつ、倫理性、公平性、独立性を有していること。 ・当該委員が関係する施設・事業所の評価の決定には関与しないこと。 </div>	<ol style="list-style-type: none"> 1 評価者の要件 ・研修受講要件+研修 2 評価調査者要件「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」(H13.3.23福祉サービスの質に関する調査研究委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・1チームは、「運営監理委員」、「専門職委員」各1人以上からなる2人以上とすること。なお、後述する利用者の認識を把握するために、利用者からのヒアリングを実施する場合には、上記各委員各1人以上からなる3人以上とする。 ・この場合、地域の実情に応じて、「一般委員」が利用者からのヒアリングを担当しても差し支えない。 ・各委員は、それぞれ分担してヒアリングの上、評価を行うものとする。 ・「運営管理委員」は、福祉、医療、保健分野の有資格者又は学識経験者で、当該業務を5年以上経験している者(例:社会福祉士、介護福祉士、医師、看護婦、大学教授等)とし、主として評価対象Ⅳ、Ⅴ、Ⅵを担当(評価対象Ⅰは運営管理委員とともにヒアリング)するものとする。 ・認定機関及び第三者評価機関が行う評価調査者養成研修を受講していること。 ・氏名、所属、役職、資格等を公表すること。 ・当該評価調査者が関係する施設・事業所の評価は行わないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修の受講要件 (全国社会福祉協議会の例) (1) 第三者評価事業を実施している団体・組織等の評価調査者 (2) 平成15年度以降、第三者評価事業を実施する予定または検討している団体・組織等が選定する評価調査者候補 (3) 上記団体・組織等の事務局職員 2 評価者研修(全国社会福祉協議会の例) 評価調査者養成研修会(3日間)(共通研修) <ol style="list-style-type: none"> 1日目 13:00~17:45 福祉サービスにおける第三者評価の目的や意義の理解/関連分野における第三者評価の概要について基本的知識の習得 2日目 9:00~17:00 評価調査者の役割や倫理の理解/第三者評価の具体的な手法の理解/福祉サービスにおける第三者評価の視点の理解 3日目 9:00~15:30 第三者評価における訪問調査の留意点等について/各評価機関における事業の実施状況とその基本的な考え方について (4) 研修受講料 無料(交通費、期間中の昼食・宿泊費等は自己負担) (5) 修了認定の有無 — (6) 評価者資格の有効期間 — <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 参考 評価調査者の研修について(福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書(H13.3.23福祉サービスの質に関する調査研究委員会))</p> <p>基本的な考え方</p> <p>(1) 認定機関が行う「共通研修」と各第三者評価機関が行う「独自研修」の2本立て評価調査者研修については、認定機関が各第三者評価機関の評価調査者を一堂に集めて行う「共通研修」と、各第三者評価機関が行う「独自研修」の2本立てとする。</p> <p>「共通研修」では、第三者評価の理念や本検討会で策定した福祉サービス全般を対象とした評価基準など、公正労働者が進める福祉サービスにおける第三者評価事業に共通する事項についての知識、技術等の習得を目的とする。「独自研修」では、「共通研修」での研修をさらに深めるとともに、例えば、当該第三者評価機関が専門員とする分野に限った評価基準やサービス内容などについての理解を深めることを目的とする。</p> <p>本検討会での検討は、「共通研修」のプログラムにとどめ、「独自研修」については、各第三者評価機関にゆだねることとした。</p> <p>(2) 「養成研修」、「継続研修」の2本立て さらに「共通研修」については、評価調査者としての活動を行うための要件として当初に受講しなければならない「養成研修」と、養成研修終了後、一定の活動実績を有する者が一定の期間内(概ね3年以内)に受講しなければならない。「継続研修」との2本立てとする。</p> <p>(3) 「全体研修」と「評価調査者種別研修」の2本立て 「養成研修」、「継続研修」ともに、評価調査者の種別(「運営管理委員」、「専門職員」、「一般委員」)を問わず全員が受講する「全体研修」と、「評価調査者種別研修」の2本立てとする。</p> </div>

区分	評価機関要件	評価調査者の要件	評価調査者養成カリキュラム
東京都	<p>1 評価組織体制の概要 ・認定された複数の機関が評価実施</p> <p>2 評価機関認証の有効期間 ・1年間</p> <p>3 設置要綱（評価機関の要件等）</p> <p>「福祉サービス第三者評価機関認証要綱」（H14.5.10財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団理事長決定） ～（抄）～</p> <p>（認証基準） 第2条 評価機関の認証基準は次に掲げる各号とする。 (1) 法人格を有すること。</p> <div data-bbox="257 464 801 571" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【福祉サービス第三者評価機関認証実施要領】（H14.5.10財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団理事長決定） （法人格） 第2条 要綱第2条第1号に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等営利法人等をいい、法人の形態は問わない。</p> </div> <p>(2) 福祉サービスを提供していないこと。</p> <p>(3) 第9条の規程により認証を取り消された法人については、その取り消しの日から委員会が定められた期間を経過していること。</p> <p>(4) サービス事業者及びそれを経営する者が、当該団体の会員等のうち半数を超えている場合には、原則として会員等となっているサービス事業者の評価は実施しないこと。ただし、次の各項をすべて満たす場合にはこの限りではない。 ア 外部の委員で構成する第三者性を有した委員会を設置し、評価結果を決定するに当たっては、評価結果について、あらかじめ同委員会の承認を得ること。 イ 当面、同一のサービス事業者を2回連続して評価しないこと。</p> <p>(5) 評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者の評価を行わないこと。</p> <div data-bbox="257 962 801 1315" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【福祉サービス第三者評価機関認証実施要領】（H14.5.10財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団理事長決定） （代表者等が関係するサービス事業者） 第5条 要綱第2条第5号に規定する「代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。なお、本条第1号及び第3号に規定する「所属」とは、代表者や理事、役員等であること、または常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。 (1) 評価機関の代表者や理事、役員等が現在所属するまたは以前所属していた法人が経営するすべての施設、事業所 (2) 評価機関の代表者や理事、役員等の4親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等である法人が経営するすべての施設、事業所 (3) 評価機関の代表者や理事、役員等の4親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所（当該親族が、当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が経営する他の施設、事業所を含む。）</p> <p>2 委員会は、評価機関とサービス事業者の間に利益相反関係の存する恐れが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、前項の適用について特例の措置を講ずることができる。</p> </div>	<p>1 評価者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講要件+研修 ・具体的には、①東京都福祉サービス評価推進機構の認証した評価機関に所属していること、②評価に必要な資格や経験を持っていること、③東京都福祉サービス評価推進機構の行う研修を修了していること <p>2 研修の受講要件</p> <p>1) ～5) のいずれかを満たす者</p> <p>1) 福祉・医療・保健業務を3年以上経験している者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①要領で定める福祉サービス現場の常勤職員（直接サービス現場同一事業所内での管理業務を含む） ②要領で定める福祉サービス現場にはない独立した事業所等ではあるが、現場の業務に密接に関わって当該サービスの管理業務に従事している常勤職員 ③下記【注1】に定める資格を有し、医療・保健業務現場（保健所、病院等）に従事する常勤職員（医療・保健現場同一事業所内での管理部門業務を含む） ④医療・保健業務現場（保健所・病院等）にはない独立した事業所等ではあるが、下記【注1】に定める資格を有し、現場の業務に密接に関わって当該医療・保健サービスの管理業務に従事している常勤職員 ⑤福祉関係法令に定める相談業務に従事している常勤職員 ⑥福祉分野の行政や社協、非営利団体の常勤職員（3年以上）で、現場経験（相談業務含む）はないが、福祉事業担当・福祉施策担当業務等を通じてサービス現場訪問回数が30回以上であり、要領で定める福祉サービス提供を実際にされている現場を熟知している者 ⑦民間企業の常勤職員等（3年以上）で、福祉の現場経験（相談業務は含む）はないが、福祉関連事業の担当業務を通じてサービス現場訪問回数が30回以上あり、現場を熟知している者 ⑧通算して常勤3年間（実日数540日以上）に匹敵する程度の業務量で、かつ、5年以上安定的・継続的に活動を行っている団体に所属して、相談、情報提供、オンブス制度、権利擁護、ボランティア・コーディネーターなど、複数の福祉サービス事業者を比較して考えるような活動に従事している者 <div data-bbox="898 911 1429 970" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【注1】 医師・保健師・看護師・準看護師・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員</p> </div> <p>2) 組織運営管理等業務を3年以上経験している者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①部下20人以上が所属する業務内容△△部門の長として、当該部門の人事や予算に関する責任を持って組織運営管理業務に3年以上従事している者 ※ 社員19名の会社の社長（アルバイトなどにより、20名になることもある）は不可 <p>3) 調査関係機関等で調査業務や経営相談を3年以上経験している者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公認会計士・税理士・弁護士・行政書士・司法書士・社会保険労務士・中小企業診断士・経営士の資格を有し（3年以上）、通算して540日以上、顧客の経営相談業務を担当している者 ②顧客の経営相談業務を主たる業務とする事務所に所属（3年以上）し、通算して540日以上、顧客の経営相談業務を担当している者 ③調査会社の社員（3年以上）として、調査項目の作成、調査の実施、集計・分析、顧客へのフィードバック又は公表等までの一連の調査業務に通算して540日以上携わり、調査や分析の手法に熟知している者（ただし、下記【注】の業務は除く） 	<p>1 研修の受講要件 （東京都福祉サービス評価推進機構の例）</p> <p>(1) 日程 評価者研修 ※講義時間は各日9:30～17:00</p> <p>1日目：オリエンテーション／第三者評価概論／事業評価の手順／利用者調査について</p> <p>2日目：事業プロファイルの理解／事業評価分析シート①の理解／事業評価分析シート②の理解／自己評価の分析について</p> <p>3日目：訪問調査について／評価のまとめ方および報告書の作成方法／グループホームについて／ケーススタディ⇒概要説明、事前分析（個人作業）</p> <p>4日目：ケーススタディ⇒事前分析（グループ作業）／事前分析発表・討議／評価・報告書作成（個人作業）</p> <p>5日目：ケーススタディ⇒評価・報告書作成（グループ作業）／報告書作成一提出</p> <p>6日目：ケーススタディ⇒報告会・討議、報告内容の総評、講義／評価の実際／質疑応答／修了試験</p> <p>(2) 研修受講料 ・12,000円</p> <p>(3) 修了認定の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修了認定された受講生は、修了者名簿に登録され、修了証が発行される。 ・修了認定されるための要件： <ol style="list-style-type: none"> 1) 講習最終日に、修了試験を実施。講習全日程出席のほか、修了試験に合格すると、仮修了認定となる。 2) 正式な修了認定のためには、仮修了認定の後、評価実習およびそのレポート等の提出が必須（評価実習については次項参照） 3) 評価者として登録されるためには、正式な修了認定が必要。 ・評価実習：評価実習とは、下記の①②のいずれか。 <ol style="list-style-type: none"> ①認証済み評価機関等が実際に評価を行う際、評価に補助者として参加する。その際、現地調査に同行し、評価作業に補助的に参加し、評価現場を1箇所以上体験すること。そして、その経験について、レポートを作成し機構に提出する。 ②評価実習に協力する福祉施設において、東京都の評価項目・手法等に関する評価の実習を行い、その結果を機構に報告する。 <p>(4) 評価者資格の有効期間 特に定めていないが、毎年フォローアップ研修を受けることが必要</p>

区分	評価機関要件	評価調査者の要件	評価調査者養成カリキュラム
東京都	<p>(6) 評価者（評価を行うのに必要な資格や経験を有し、機構が実施する評価者養成講習を修了し、必要なフォローアップ研修を受講している者で、かつ機構が公表する名簿に登録されている者）であつて、かつ当該評価機関を主たる所属とする者が3人以上所属していること。</p> <p>また、評価を行う際には、当該評価機関に所属する評価者であることを証する書類を評価者に絶えず所持させ、サービス事業者の職員から提示を求められた時はそれを提示させること。</p> <p>評価者の名簿登録の詳細については、別に定める「評価者名簿登録要領」による。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【福祉サービス第三者評価機関認証実施要領】（H14.5.10財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団理事長決定） （必要な資格や経験） 第6条 要綱第2条第6号に規定する「必要な資格や経験を有した者」とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 福祉・医療・保健業務を3年以上経験している者 (2) 組織運営管理等業務を3年以上経験している者 (3) 調査関係機関等で調査業務や経営相談を3年以上経験している者 (4) 福祉・医療・保健・経営分野の学識経験者で当該業務を3年以上経験している者 (5) その他、上記と同等の能力を有していると機構が認める者 （当該評価機関を主たる所属とする者） 第7条 要綱第2条第6号に規定する「当該評価機関を主たる所属とする者」とは、当該評価機関が評価者として必要な資格や経験を確認し、そのことに責任を負う評価者をいう。 （所属） 第8条 要綱第2条第6号に規定する「所属」とは、常勤、非常勤、登録など雇用形態は問わないが、評価機関がその評価者が関わる業務について責任を持ち、評価機関から当該評価機関に所属する評価者であることを証する書類を付与されていることをいう。 2 評価者は、主たる所属評価機関を持たなければ、評価活動は行なえないものとする。 3 1人の評価者について、主たる所属評価機関は1ヶ所とする。</p> </div> <p>(7) 所属する評価者に、評価者自らが関係するサービス事業者の評価を行わせないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【福祉サービス第三者評価機関認証実施要領】（H14.5.10財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団理事長決定） （評価者自らが関係するサービス事業者） 第9条 要綱第2条第7号に規定する「評価者自らが関係するサービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。なお、本条第1号及び第3号に規定する「所属」とは、代表者や理事、役員等であること、または常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。 (1) 評価者が現在所属するまたは以前所属していた法人が経営するすべての施設、事業所 (2) 評価者の4親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等である法人が経営するすべての施設、事業所 (3) 評価者の4親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所（当該親族が、当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が経営する他の施設、事業所を含む。） 2 委員会は、評価者とサービス事業者の間に利益相反関係の存する恐れが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、前項の適用について特例の措置を講ずることができる。</p> </div>	<p>④ NPOや任意団体の職員（3年以上）として、調査項目の作成、調査の実施、集計・分析、顧客へのフィードバック又は公表等の実施までの一連の調査の流れに携わり、調査や分析の手法に熟知している者で、かつ、通算して常勤3年間（実日数540日以上）に匹敵する程度の業務経験のある者（ただし、下記【注】の業務は除く）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【注】 土地家屋調査、土地鑑定、地質・水質調査、測量、探偵事務所での調査、興信所での調査</p> </div> <p>※ 調査項目の作成や調査実施に携わっているが、集計・分析作業や顧客へのフィードバック資料作成までの業務には携わっていない調査会社の常勤職員は不可 調査項目の作成や調査実施に携わっているが、集計・分析作業や結果報告冊子作成までの業務には携わっていないNPO団体の会員は不可</p> <p>4) 福祉・医療・保健・経営分野の学識経験者で当該業務を3年以上経験している者 ① 大学・短大・専門学校の常勤教員、非常勤講師、大学助手として週1回以上講義を担当し、かつ福祉・医療・保健・経営分野の教育と研究に専念（3年以上）している者（※教育、研究以外に本職を持っている者は、4）では不可）</p> <p>5) その他、上記と同等の能力を有していると機構が認める者の判断の方法は、1)～4)の要件と同等か否かである ① 経験年数が3年に足りず、補足として、当該要件につながるの他の要件が数年以上あり、2つの経験のつながりから能力の積み上げが推定できる例については、経験年数を合算し、3年以上と認められる場合がある（福祉分野の経験と経営分野の経験の通算は不可。） ※ 福祉施設での指導員経験が2年10ヶ月、経営相談業務の経験が2年ある者は不可 ② 通算して常勤3年間（実日数540以上）に匹敵する程度、1)と同様の業務に従事した経験がある者</p>	

区分	評価機関要件	評価調査者の要件	評価調査者養成カリキュラム
東京都	<p>(8) 一件の評価は3人以上の評価者が一貫して実施すること。なお、面接調査や訪問調査などの実地調査は当該評価者が複数で行い、評価結果は、当該評価者を含む3人以上の合議により決定すること。</p> <p>(9) 機構の定める評価手法及び共通評価項目をすべて取り込んで評価を行うこと。また、評価を実施した評価者、評価手順、共通評価項目の評価結果等について機構の定める様式を用いて報告すること。</p> <div data-bbox="257 327 801 438" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(評価を実施した評価者、評価手順、共通評価項目の結果等) 第10条 要綱第2条第9号に規定する「評価を実施した評価者、評価手順、共通評価項目の評価結果等」とは、当該評価を実施した全評価者名、共通評価項目に関する評価の手順、評価方法、事業所の公表に関する同意書の写し、評価結果とその前提となる事実や結果の理由を示した書類をいう。</p> </div> <p>(10) 前項の評価結果等の報告内容を、機構が公表することを承諾すること。サービス事業者が評価結果等の一部または全部について公表を望まない場合は、その理由を附して機構に報告すること。その場合、機構が、公表を望まない旨が附されていたことを認証・公表委員会（以下「委員会」という。）に報告するとともに、その旨を公表することを、承諾すること。</p> <p>(11) 次の内容を開示すること。 ア 所属する評価者一覧（評価者の氏名、経歴、研修受講歴を含む） イ 評価事業の実績一覧</p> <p>(12) 次の規程等を整備して開示すること。 ア 事業内容（組織、会計を含む）等に関する規程 イ 標準的な評価手順に関する規程 ウ 守秘義務に関する規程 エ 倫理規程 オ 料金表 カ 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者の設置</p> <div data-bbox="257 837 801 981" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【福祉サービス第三者評価機関認証実施要領】（H14.5.10財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団理事長決定） （開示） 第11条 要綱第2条第11号及び第12号に規定する「開示」とは、評価機関の主たる事務所の所在地に書類を備え置き、誰でもが閲覧できる状態にすることをいう。なお、評価機関はホームページやパンフレット等を作成し、利用者や事業者にわかりやすく公開することに努めるものとする。</p> </div> <p>(13) 毎年1回機構の定めた事項について、「現況報告書」の様式により機構へ報告すること。</p> <div data-bbox="257 1101 801 1181" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(現況報告書) 第12条 要綱第2条第13号に規定する「現況報告書」とは、機構に対し機構の定めた内容を年一回報告する書類をいう。</p> </div>		

区分	評価機関要件	評価調査者の要件	評価調査者養成カリキュラム
東京都	<p>(14) 次の書類について、機構が、必要に応じ公表することを承諾すること。 ア 第3条に規定する「福祉サービス第三者評価機関認証申請書」(以下「申請書」という。)及び必要な添付書類 イ 第7条に規定する「認証時申請内容変更届」及び必要な添付書類 ウ 前号の「現況報告書」</p> <p>(認証の申請) 第3条 認証の申請は、「申請書」に必要な書類を添付して行う。</p> <p>(認証) 第4条 認証は、第2条に規定する認証基準をすべて満たしていることを要件とする。 2 委員会は、評価機関の認証について調査審議し、可否を決定する。 3 機構は、委員会の決定に基づき評価機関を認証する。</p> <p>(認証の通知) 第5条 機構は、委員会の決定に基づき評価機関を認証したときは、「福祉サービス第三者評価機関認証通知書」を交付する。 2 機構は、委員会の決定に基づき評価機関を認証しないこととしたときは、「福祉サービス第三者評価機関不認証通知書」を交付する。</p> <p>(認証の有効期間) 第6条 認証の有効期間は1年間とする。</p> <p>(変更の届け) 第7条 第3条で規定する申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合は、認証を受けた評価機関は、変更の事由が発生した日から30日以内に、「認証時申請内容変更届」に必要な書類を添付し、変更内容を届け出なければならない。</p> <p>(認証の辞退) 第8条 評価機関は「認証辞退届」の提出により、認証を辞退することができる。</p> <p>(認証の取消) 第9条 委員会は、認証した評価機関が以下の各号に該当する場合、調査審議し、必要があると認めるときは認証取消の決定をする。 (1) 第2条に規定する認証基準のいずれか一つが欠けた場合 (2) 不正な行為を行う等評価機関としてふさわしくないと認められる場合 (3) 評価実績がない又は著しく少ない場合 2 機構は、委員会の決定に基づき評価機関の認証を取り消す。 3 機構は、委員会の決定に基づき評価機関の認証を取消したときは、「福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書」を交付する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【福祉サービス第三者評価機関認証実施要領】</p> <p>(H14.5.10財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団理事長決定)</p> <p>(認証の取消) 第13条 要綱第9条第1項第2号に規定する「不正な行為」とは、次に掲げる各号をいう。 (1) 評価の信頼性を損なうような評価を行うこと (2) 事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること (3) 守秘義務に反すること (4) サービス利用者やサービス事業者の人権を侵害すること (5) 評価契約を破る行為を行うこと (6) 法令に違反する行為を行うこと (7) 上記各号と同等と機構が認めること</p> </div>		